

ふるさとを讃え、そして楽しく語る会

東京三條会 会則

- 第1条 本会は東京三條会と称する。
- 第2条 ~~本会は事務局を事務局長宅に置く。(削除)~~
- 第3条 本会は会員の親睦と交流をはかる事を目的とする。
- 第4条 本会は役員を置く。
- ① 会長1名
 - ② 副会長若干名
 - ③ 事務局長1名
 - ④ 事務次長3名(若干名)
 - ⑤ 会計1名
 - ⑥ 会計監査1名
 - ⑦ 幹事若干名
 - ⑧ ~~庶務2名(削除)~~
 - ⑨ 特別・顧問若干名
- 第5条 本会の会員の中から互選する。
- 第6条 運営
- ① 会長は役員の中から互選する。
 - ② 事務局長・会計・幹事は会員の中より役員会で選出する。
 - ③ 役員任期は2年とし再任は妨げない。
 - ④ 本会は特別・顧問を置く事が出来る。
 - ⑤ 役員会は会運営に必要な事項を協議決定する。
 - ⑥ 本会則に定めない事項はその都度役員会にて決定する。
 - ⑦ 会長は本会を代表して会務を行い、副会長は会長を補佐し万一の不測の事態の時はこれを代行する。
- 第7条 事業
- ① 総会は年1回とする。臨時総会は役員相談の上決定する
 - ② 総会・新年会など。
 - ③ その他。
- 第8条 会計
- ① 本会の会計年度は3月2日から翌年3月1日迄とする。
- 第9条 会計監査
- ① 本会は年度末に会計監査をする。
- 第10条 本会の会則の変更は総会の決議を持って行う。
- 第11条 本会則は平成24年4月~~20日~~(削除)29日より施行する。